

特定建設作業一覧表（◎のついている方を届けること）

（１）騒音の特定建設作業

特定建設作業の種類	騒規法	県条例	備 考
アースカーと併用してくい打機を使用する作業	—	◎①	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機又はくい抜機を使用する作業	◎①	①	もんけんを除く
くい打機くい抜機を使用する作業	◎①	—	圧入式くい打機くい抜機を除く
びょう打機を使用する作業	◎②	②	
さく岩機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50cmを超える作業を除く
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	◎④	④	電動機を使用するものを除く 原動機の定格出力が15kw未満のものを除く
コンクリートプラントを設けて行う作業	◎⑤	⑤	モルタル製造用を除く 混練容量が0.45 m ³ 未満のものを除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	◎⑤	⑤	混練容量が200kg未満のものを除く
バックホウを使用する作業	◎⑥	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が80kw以上のものに限り
トラックターショベルを使用する作業	◎⑦	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が70kw以上のものに限り
ブルドーザーを使用する作業	◎⑧	—	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く 原動機の定格出力が40kw以上のものに限り
ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業	—	◎⑥	工事現場において建設資材を運搬する場合、その他掘削以外の作業に掘削機械を使用する場合を含む
コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	—	◎⑦	

（２）振動の特定建設作業

特定建設作業の種類	振規法	県条例	備 考
くい打機を使用する作業	◎①	①	もんけん、圧入式くい打機を除く
くい打機を使用する作業	◎①	①	油圧式くい抜き機を除く
くい打機くい抜機を使用する作業	◎①	①	圧入式くい打機くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物のその他の工作物を破壊する作業	◎②	②	
舗装版破砕機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業で、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業を除く
ブレーカーを使用する作業 (手持式のものを除く)	◎④	④	

規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85 デジベル	75 デジベル	—
	測定位置	敷地境界		
作業時間	①の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イ ロ ハ ニ
	②の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの作業時間	①の区域	1 日 10 時間を越えないこと		イ ロ
	②の区域	1 日 14 時間を越えないこと		
作業時間		連続 6 日を超えないこと		イ ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ ロ ハ ニ ホ

〈適用除外〉

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

〈区域の区分〉

	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
①の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80m の区域	工業地域、工業専用地域
②の区域	①以外の区域	